Pro-Ship Incorporated

最終更新日:2016年6月24日 株式会社 プロシップ

代表取締役社長 川久保 真由美 問合せ先:03-5805-6121 証券コード:3763

http://www.proship.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

$m{I}$ コーポレート・ガバナ<u>ンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報</u>

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を重要な経営課題と考えており、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスについて、経営陣はもとより、社員全員の意識を高め、実践していくことが重要であると考えております。

具体的には業務執行取締役の任期を1年とし、かつ監査等委員である取締役3名はいずれも社外取締役とすることで、コーポレートガバナンスの実効性を高めるよう取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに対する関心や重要性が高まっている中で、当社は株主を中心とした様々なステークホルダーとの円滑な関係を形成することが、企業活動の基本となると認識しております。そのためには、まず株主が議決権を行使しやすい環境を整えるとともに、平等性、公平性を確保すること、また株主を含むステークホルダー全体に対して、適切な情報開示を行うことを進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 勝喜	1,394,840	37.13
株式会社インターナル	244,100	6.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	223,500	5.95
KBL EPB S. A.	165,200	4.40
石田 渉	164,200	4.37
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTO R SUBPORTFOLIO)	137,200	3.65
長谷部 政利	102,760	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	84,500	2.25
JP MORGAN CHASE BANK	59,300	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	54,200	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

石田渉及びその共同保有者5名より、平成28年6月7日付で大量保有報告書等が提出されており、平成28年5月2日現在の保有株券等の数及び 株券等保有割合は大量保有報告書等の内容のとおりである旨報告がありましたが、当社として当事業年度期末日時点における実質所有状況の 確認ができませんので、「大株主の状況」では考慮しておりません。なお、大量保有報告書等は都度開示されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名 属性 会社との関係							係()	()				
八 石	周注	a	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
島田 裕正	他の会社の出身者											
鈴木 洋	他の会社の出身者											
遠藤 利夫	他の会社の出身者								0			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田 裕正	0	0		同氏は、長年に渡り前職において財務、人事及び総務等に関する業務に携わっており、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられます。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
				システム開発部門の責任者として、全社的な 視点でシステム構築に関する業務に携わって きており、その後は企業経営に関するコンサル ティングを行う等、会社経営を統轄する十分な 見識を有しておられます。

鈴木 洋	0	0		また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
遠藤 利夫	0	0	同氏が所属する株式会社コンピュータマネジメントと当社グループには、システム開発の取引がありますが、その取引金額は極めて僅少であり、当社の連結売上高の0.1%に満たないことから、独立性に影響を及ぼすような恐れはないと判断し、取引の概要の記載を省略しております。	システム開発会社の取締役として活躍されてきており、ソフトウェア業界及び企業経営についても豊富な知見を有しておられます。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【監查等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会を補助すべき取締役及び使用人を置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合、必要に応じて補助するものを配置することとしております。その内容は以下のとおりであります。

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を適切に選任するものとする。
- (2)監査等委員会がその職務を補助するべき使用人を置くことを求めた場合は、補助すべき使用人の人事考課は監査等委員会の同意を要し、使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が決定することとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の3つの監査機能に内部統制部門を交えることで、財務報告に対する信頼性向上、適正な会計処理の実施及び透明な経営の確保を図っており、必要に応じて会合を設けることで、それぞれの監査結果について情報共有や意見交換、相互に必要な助言を受ける等、有機的な連携による効率的かつ効果的な監査を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

現在有効なストックオプションは、下記の通り付与されております。

第5回ストックオプションは、取締役(監査等委員を除く)に一律4000株ほか役職毎に付与されております。

第6回ストックオプションは、取締役(監査等委員を除く)に一律4000株、取締役(監査等委員)に一律2000株、ほか役職毎に付与されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社はストックオプションの付与対象者に取締役に加え、従業員等も含むことで、全社的な士気、業績向上への意欲を向上させ、経営体質の強化を図っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明更調

2016年3月期における報酬は下記の通りであります。

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬総額 68,123千円(役員賞与及び当事業年度に係るストックオプション報酬額を含む) 取締役(監査等委員)に支払った報酬総額 8,897千円(役員賞与及び当事業年度に係るストックオプション報酬額を含む) 監査役に支払った報酬総額 2,550千円

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の議案・開催日等については、管理本部が事前に通知、出欠を取っております。 欠席予定者に対しては、意見の表明が必要な事項に関しては承り、議事の場で欠席役員の意見として表明することとしております。 なお、欠席者に対しては、議事の経過及び結果について報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社においては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして、次のとおり体制を構築しております。

a. 取締役会

有価証券報告書提出日現在、取締役8名(うち社外取締役3名)が参加して、「経営戦略の決定」と「取締役の業務執行の監督」をより適確に行うため、毎月定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確で合理的な意志決定をいたします。

b. 監査等委員会

有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役3名全員が社外取締役で構成されております。取締役会の他、重要会議に積極的に参加することで取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、会計監査人や内部監査室と必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めてまいります。

c. 部長会

部長以上を構成要員とする部長会を定期的に開催し、事業活動における反復的な日常業務の監督や経営の意思決定についての情報伝達を行っております。

d. 弁護士、会計監査人等第三者の状況

弁護士、会計監査人等第三者に対して、業務執行上、疑義が生じた場合は、適宜、助言を仰いでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会のほか、部長会を定期的に開催し、事業活動における反復的な日常業務の監督や経営の意思決定についての情報伝達を行っております。また、社内規程を整備し、承認、権限の付与、資産の保全、職務の分掌等を適切に行うことにより統制しております。各グループの統制状況について内部監査室がチェックを実施しております。こうした統制活動の監視・監督を監査等委員会監査において実施しており、経営の透明性、健全性の確保が図れる体制であると判断しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	決算発表後及び第2四半期決算発表後にアナリスト向け説明会を開催してお ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.proship.co.jp/ir/において、適時開示資料、有価証券報告書関係、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理本部、IR担当役員は馬庭興平、IR事務連絡者は奥沢文弥がそれぞれ担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	適時開示を適切に行うとともに、HP を中心とした情報提供を行っております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を重要な経営課題と認識しており、内部統制については、取締役はもとより、使用人全員の意識を高め、実践していくことが重要であると考え、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進しております。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役及び使用人全員が法令、社会的規範等を遵守し、行動するための「コンプライアンス・ポリシー」を定め、取締役自らによる率 先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- (2) 当社は、使用人が法令若しくは定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、「内部通報者保護規程」を定め、当該使用人に不利益な扱いを行わない。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行上の意思決定に係る情報を、当社規程、マニュアル等に従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存するとともに、取締役及び監査等委員会から開示の要求がある場合は速やかに閲覧に供するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行い、必要に応じて取締役会に報告する。また各担当取締役もしくは内部 監査室が危険な兆候を察知した場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示のもと対処する。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は毎月1回の取締役会の開催のほか、必要時には適宜取締役会を招集することで、経営陣の意思疎通を円滑に図るとともに、迅速かつ的確な判断を下す。
- (2)職務の執行に関しては「職務分掌規程」により意思決定の対象範囲と決定権者を定め、手続きの適正を確保する。
- (3)内部監査室は公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- 5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社グループ各社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
- 当社は、グループ各社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、グループ各社の企業活動の監視・監督を行う。
- (2)当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行い、必要に応じて当社取締役会に報告する。またグループ各社の各担当取締役等もしくは当社内部監査室が危険な兆候を察知した場合には、速やかに当社代表取締役社長に報告し、当社代表取締役社長の指示のもとグループー体で対処する。
- (3)当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役社長は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社へ指導・支援を行う。
- (4)当社グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 内部監査部門は、定期的にグループ各社の業務監査並びに会計監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を適切に選任するものとする。
- (2)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助すべき使用人の人事考課は監査等委員会の同意を要し、使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が決定することとする。
- 7. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1)監査等委員会は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、監査に必要な書類等を閲覧し、また取締役及び使用人にその説明を求める。
- (2) 当社及びグループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
- 8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、監査等委員会に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報 者保護規程」に明記することで通報者に不利益が生じないよう対策を行う。
- 9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の業務執行方針の確認、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備状況監査上の重要課題などについて意見交換するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備としては、管理本部を対応統括部署とし、不当な要求等の事案ごとに関係部門と協議し、所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し対応いたします。

また、役員・従業員に対して、「コンプライアンス・ポリシー」に明記するとともに、社内会議または研修等を通じて平素より啓蒙活動に努めております。さらに、取引先等に対し、反社会的勢力チェックを実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

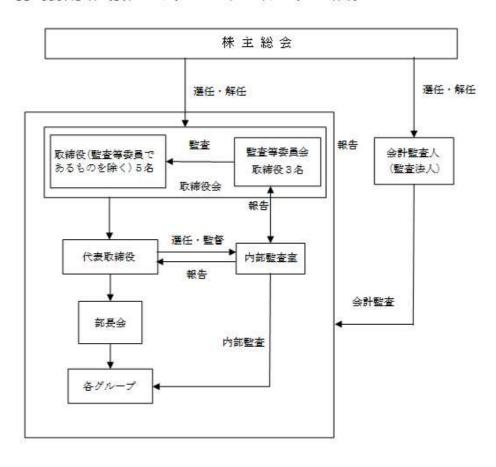
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〈〈適時開示体制の概要〉〉

当社では、適時開示規則における決定事実または発生事実等に該当する事象と判断した場合には、取締役会決議または当該事象発生後速やかに、開示担当役員の了承のもと、管理本部より開示を行う体制としております。

【参考資料】株式会社プロシップ コーポレートガバナンス体制



【参考資料】株式会社ブロシップ 適時開示に係る社内体制

